

函館市過疎地域持続的発展計画（素案）《概要版》

（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）

1 策定の背景・趣旨

- * 本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、地域資源を活用し、過疎債や税制優遇といった財政上の支援措置等を活用しながら、過疎地域の持続的発展をめざす指針として策定するものであり、現計画（令和3～7年度）が本年度末で満了することから、「北海道過疎地域持続的発展方針」および本市の人口減少対策を取りまとめた「第3期函館市活性化総合戦略（2025～2029）」を踏まえて、新たな計画を策定するものである。
- * 本市においては、旧4町村地域が「過疎地域」として指定されているが、旧函館市域についても令和8年度までは、財政上の支援措置等を受けられる経過措置が適用されるため、新たな計画においては、**令和8（2026）年度は全市域を対象とし、令和9（2027）年度～令和12（2030）年度は旧4町村地域のみを対象とする。**

2 計画期間

- * 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5箇年

3 持続的発展に向けた取り組みの方向

- * 恵まれた観光資源や水産資源を有するほか、交通の要衝であること、多様な学術研究機関が集積していることなど、**本市の優位性を生かしながら、シティセールスや企業誘致**に取り組むとともに、**若者や女性、高齢者等の多様な人材が働きやすい環境の整備や担い手確保、地場産品の販路拡大**などを図ることで、しごとの創出と地域経済の活性化を図る。また、本市の魅力を発信するなど、**関係人口・定住人口の増加につながるような取組を進めるとともに、広域交通ネットワークの充実**を図り、住むひと・訪れるひとにとって魅力あるまちづくりを推進する。
- * **家庭環境や経済状況などによらず、安心して子育てや学ぶことのできる環境整備**を図るなど地域の将来を担う人材が育つまちをめざすとともに、**医療・福祉サービスの維持や、町会の活性化**のほか、**公共交通など生活に不可欠なサービスの確保**など、あらゆる世代が安心して暮らすことができる基盤を整える。
- * こうした施策を通じて、人口減少のスピードを緩やかにするとともに、誰もが暮らし続けたい、訪れたいと思うまちづくりを進め、**市民の幸福度（ウェルビーイング）の向上**をめざす。

4 新たな計画の基本方針

- * 「第3期函館市活性化総合戦略」に掲げる基本目標を踏まえて、次の4項目を基本方針に位置付ける。

- ① 結婚・出産の希望がかない、未来をひらくひとが育つまちをめざす
- ② 働きがいのあるしごとの創出と地域経済の活性化をめざす
- ③ いつまでも健康で充実した生活を送ることができるまちをめざす
- ④ 住むひと・訪れるひとにとって、魅力あるまちをめざす

5 基本目標の設定

- * 「第3期函館市活性化総合戦略」に掲げる数値目標を踏まえ、次の2項目を基本目標に設定する。また、計画の達成状況を毎年度評価し、その結果を改善につなげる。

項目	基準値	目標値
基本目標1	20～29歳人口に対する市外への転出超過の割合 △2.32% 〔令和5年〕	△2.02%以内 〔令和12年〕 ※2070年に転出超過を解消
基本目標2	納税義務者1人あたり課税対象所得 3,037千円 〔令和5年〕	道内市町村の平均以上をめざす 〔令和12年〕

6 施策別項目および主な施策

① 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規学卒者の本市への就職促進 ・ 定住自立圏や青函圏との連携促進 ・ 未来のIT人材の育成推進
② 産業の振興
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・漁業の経営近代化施設の整備 ・ 農業・漁業の後継者等の育成・確保への支援 ・ 農水産物の高付加価値化 ・ 地域産品等の国内外販路の拡大 ・ 企業誘致の推進 ・ 新たな観光資源の創出や広域観光の充実 ・ 雇用対策の推進
③ 地域における情報化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線の整備
④ 交通施設の整備，交通手段の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内幹線道路や生活道路の整備 ・ 持続可能な公共交通網の構築
⑤ 生活環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道の整備 ・ 廃棄物処理施設の整備 ・ 消防・救急施設の整備 ・ 防災意識の向上や地域防災力の強化 ・ 空き家の除却への支援
⑥ 子育て環境の確保，高齢者等の保健および福祉の向上および増進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援の推進や保育サービスの向上 ・ 福祉拠点の整備・運営 ・ 障がい福祉サービスの提供 ・ 健康づくり事業の推進
⑦ 医療の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設設備の整備 ・ 夜間診療や救急医療体制の充実
⑧ 教育の振興
<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎等の整備 ・ スクールバスの運行 ・ 地域の特性を生かした生涯学習の推進 ・ 地域コミュニティ施設や体育施設の整備 ・ 教育費負担に対する支援
⑨ 集落の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活交通路線の維持 ・ 集落の活性化を担う人材の育成・確保
⑩ 地域文化の振興等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 縄文遺跡などの整備・活用 ・ 歴史的建造物の保存・活用
⑪ 再生可能エネルギーの利用の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種発電システムの導入 ・ 新エネルギー等システム設置への支援
⑫ その他地域の持続的発展に関し必要な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害の防止対策

* 令和9年度以降は旧4町村地域で実施する事業のみが対象となるが、計画上は旧函館市域で実施する事業との区別はせず、多様な事業を登載する。

7 今後のスケジュール

- * 11～12月 計画素案の道への提出，道との事前協議
- * 12～1月 総務常任委員会資料配付，パブリックコメントの実施
- * 1～2月 計画素案の最終決定，道との正式協議，議案提出
- * 3月 計画の決定（議決後），国への提出

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について

過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、農林水産業の低迷、生活交通の不足、地域医療の危機など、依然として厳しい状況にあることから、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として、令和3年4月1日に施行された。

《 地域指定について 》

◆ 本市の状況

- ・ 平成16年12月 1日（合併）： 一部過疎指定 [旧4町村地域]
- ・ 平成26年 4月 1日： 全部過疎指定 [函館市全域]
- ・ 令和 3年 4月 1日： 一部過疎指定 [旧4町村地域]

* ①人口要件（人口減少率）と②財政力要件（財政力指数等）のいずれも満たす場合に過疎地域として指定される。函館市は平成27年国勢調査で①人口要件を満たさなかったため、旧4町村地域のみを対象とする一部過疎指定へと変更になった。

◆ 他都市の状況（令和4年4月1日現在、（一社）全国過疎地域連盟による）

- ・ 全 国： 885市町村／1,718市町村 [全部過疎713, みなし過疎14, 一部過疎158]
- ・ 北 海 道： 152市町村／ 179市町村 [全部過疎145, みなし過疎1, 一部過疎 6]

《 財政上の支援措置等について 》

◆ 主な支援措置 ※ 旧函館市域への経過措置は、下記①～④いずれも令和8年度まで。

- ① 過疎対策事業債の発行（充当率100%、元利償還金の70%を普通交付税措置）
- ② 国庫補助率のかさ上げ（教育施設、児童福祉施設などの整備）
- ③ 国税の減価償却の特例（設備投資を行った際の建物等の資産について、通常の償却額に加え、取得価額の一定割合を損金に計上）
- ④ 地方税の減収補填措置（事業用資産の取得において、条例に基づき課税免除を行った場合、地方税の減収分の75%を普通交付税で補填）

[③国税の減価償却の特例、④地方税の減収補填措置の概要]

項 目	内 容
対 象 税 目	③ 国 税： 法人税，所得税 ④ 地方税： 固定資産税，事業税，不動産取得税
対 象 業 種	製造業，情報サービス業，農林水産物等販売業，旅館業（下宿営業を除く）
取得価額要件	資本金の規模に応じて， 500万円以上，1,000万円以上，2,000万円以上
対象設備投資	取得，製作，建設（新築，増築，改築等）
適 用 期 間	3年間（令和9（2027）年3月31日まで）